

奈良市立六条幼稚園及び京西保育園の移管先法人公募に係る質問事項及び回答（令和8年2月6日時点）

子ども政策課

No.	項目	質問内容	回答
1	施設整備	<p>本件新設園につきまして、法人として事業計画および資金計画を検討するにあたり、奈良市として想定されている本件全体の推定総事業費（補助金前・概算）がございましたら、現時点での参考値としてご教示いただることは可能でしょうか。</p> <p>※あくまで現時点での目安として、法人側での試算との乖離を確認することを目的としております。</p>	<p>市が事業費を算定した場合は公共工事基準の見積りとなり、一般的に民間試算との乖離が発生するものと想定されることから、本公募における総事業費の概算値は公表しておりません。法人において適切に事業費を見積もったうえでご検討をお願いします。なお、施設整備に関する想定論点及び留意事項はお伝えすることができますので、ご希望があればご連絡ください。</p>
2	施設整備	<p>今回ご提示いただいている施設整備の算定基準額（約415,800千円）につきましては、就学前教育・保育施設整備交付金に基づく算定額と理解しております。</p> <p>その前提のもと、当該算定において想定されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 ・建物構成（階数・構造等） ・補助対象となる整備範囲 <p>について、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>延床面積や具体的な建物構成については、市として想定した固定値は設けておりません。基本的には応募法人からの提案に基づく計画内容により審査等を経て判断いたします。ただし、建物の構造等に関しては、こども園に係る設備基準及び関係法令等を満たすことを前提としております。</p> <p>補助対象については、国の交付要綱に基づき、基本的には園舎本体の工事や防犯対策の強化等に係る外構工事等の整備費を対象と考えています。</p> <p>そのほか、市道拡幅における土地造成等の整備費や、備品費（家具・玩具等）は補助対象外となります（詳細は就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱をご確認ください）。</p>
3	施設整備	<p>移管後の最終的な利用定員が173人であることについては理解しております。</p> <p>その前提のもと、新園舎整備を「段階的に行う（第1期整備+将来的な増築等）」という考え方について、市として協議可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新園舎が最終的に173人対応となるまでの期間の目安 ・段階整備に関する基本的な考え方 <p>がございましたら、ご教示ください。</p>	<p>この度の公募条件については、移管時点での定員設定を示していることから、段階的に受入定員を増加させることを想定したものではありません。また、施設整備については、施工計画により複数年事業となることは想定されますが、期別工事のように期間を開けて増築を行うなどの対応は含めておりません。具体的な整備計画に関する相談が必要な場合は、お問い合わせいただければ相談いただいた法人に対してのみ回答させていただきます。</p>
4	施設整備	<p>既存園舎を使用しながら新園舎整備を進めることができとのご回答を踏まえ、新園舎が最終的に173人対応となるまでの間、協議の上かと存じますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存園舎の使用可能期間に関する考え方 ・六条幼稚園の一部使用が可能か（園庭や備品、子育て支援・図書スペースとしての活用等） <p>について、現時点での整理がございましたらご教示いただけますでしょうか。</p> <p>※こちらは前回のアンケートにてご回答いただいたかと存じますが、その後の進展等がございましたら併せてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>本公募においては、新園舎の開園時点で利用定員173名に対応できることを前提としているため、段階的に定員を増加させるといった整備は想定しておりません。したがって、原則令和10年4月までの施設整備期間及び新園舎での運営が開始されるまでの間について既存園舎の活用を可能としています。ただし、やむを得ないと本市が認める事由により、施設整備等が令和10年4月以降にも見込まれる場合は、移管先法人選定後、判断次第速やかに本市と協議を行ってください。</p> <p>また、六条幼稚園の一部使用については、前回公募時における質問に対する回答のとおり、「協議の上で検討可能」という方針に変更はありません。具体的な活用案（利用期間、範囲、運営方法、安全対策等）をご提示いただければ、個別に協議のうえ可否・条件等を確認します。</p>

No.	項目	質問内容	回答
5	施設整備	建設予定地の敷地図をご提供いただくことは可能でしょうか。	施設整備の提案内容に資する資料となるため、お問合せをいただいた法人に対し個別に資料提供いたします。ご希望の法人は、質問票に当該事項を記載いただき市へご提出ください。
6	申込書類	各種様式の記載方法について様式内の記載枠を拡張することは可能でしょうか。それとも、指定された枠内に収めて記載する必要があるでしょうか。	各種様式について、記載枠は必要に応じて拡張して記載してください。
7	申込書類	各種様式における添付資料について、指定されている添付資料以外のものを、参考資料として追加添付することは可能でしょうか。	各種様式について、指定されている添付資料以外のものを、参考資料として追加添付することは可能です。追加する場合は、該当の様式欄に「参考資料あり（別紙参照）」と明記する等、見出しや項目番号を付けてわかりやすく整理してください。
8	施設整備	施設整備費補助金（施設整備金）の内示時期について、目安となる時期を教えてください。	施設整備費補助金の内示時期は、国への協議状況や所要手続きに左右されますが、本公募に基づく選定がなされた場合、最短で令和8年6月頃を見込んでおります。 ただし、あくまで現時点での目安であり、国の協議状況や法人の検討状況、事務手続きの進捗によって前後する可能性があることをご了承ください。
9	施設整備	接続道路となる土地の形状（高低差もわかるもの）と河川及び道路の形状が分かるものをいただけますでしょうか	施設整備の提案内容に資する資料となるため、お問合せをいただいた法人に対し個別に資料提供いたします。ご希望の法人は、質問票に当該事項を記載いただき市へご提出ください。